

12/20 函談文書？  
安田 秀子 12/6 宛  
X-1117

2016年12月20日

一般社団法人いしかり市民風力発電  
代表理事 羽田美智代 様  
一般社団法人グリーンファンド石狩  
代表理事 鈴木 亨 様  
NPO 法人北海道グリーンファンド  
理事長 鈴木 亨 様

一般社団法人北海道自然保護協会  
会長 在田 一則  
石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会  
代表 安田 秀子  
銭函海岸の自然を守る会  
代表 後藤 言行

### いしかり市民風力発電所及び市民風力発電所・石狩発電所の 夜間運転停止と風車回転速度の低減を求める申し入れ

私たちは、石狩市の石狩湾新港工業団地内にある石狩放水路沿いに位置する「いしかり市民風力発電所」（石狩市新港中央3：出力1,650kW、1基）と「市民風力発電所・石狩発電所」（石狩市新港南3：出力1,500kWと1,650kWの2基）について、風車（ローター）の回転により生ずる住民の健康障害をなくするために、夜間（午後6時～翌朝6時）の運転を即刻停止すること、さらに日中運転時の風車（ローター）の回転速度を低減することを求めます。

その理由は以下に示すとおりです。

**理由1** 上記風力発電機の稼働時に発生する低周波音および超低周波音により健康障害を発症している人が、複数存在します。主な症状は、頭痛・耳鳴り・めまい・吐き気であり、特に深夜になると耳鳴りから頭痛・吐き気へと進行し、深刻な睡眠障害を引き起こし、毎日の生活に大きな支障がでています。上記の症状は、風力発電機と住宅から離れるとなくなり、また風力発電機が止まるとなくなるので、風力発電機の稼働が原因であることは明らかです。

**理由2** 健康障害を引き起こしている人々の住宅の内外で、風力発電機の稼働時に精密騒音計による音の測定を行い、FFT（1次元フーリエ変換法）解析を行った結果、超低周波音域での風車特有の成分と低周波音域での複数の明らかな単一の周波数音

(純音)が認められました。これらは風力発電機が止まっていると認められないので、超低周波音と低周波音が風力発電機の稼働により発生していることがわかります。超低周波音と低周波音は、夜間、寝室で耳鳴り・頭痛等の症状が出て眠れない時に、寝室内で測定すると認められることから、これらの症状の原因が超低周波音と低周波音であることが強く裏付けられます。その資料として、被害者の住宅内で測定した音のFFT解析結果を添付します。

理由3 静岡県東伊豆町奈良本区に建設された伊豆熱川ウインドファームでは、建設後まもなく、付近の住民約90名に、不眠・耳鳴り・頭痛・吐き気等、石狩市の例と同様の症状が認められ、風車稼働時に被害者住宅内で超低周波音および低周波音域で高い音圧レベルが確認されました。また、2度のブレード破損事故の際、風車が稼働しなくなったごとに症状が消え、再稼働するごとに深刻な症状が再発しました。そのため、東伊豆町では、町と事業者の伊豆熱川ウインドファームの間で協定が締結され、電波障害も含めた事業者による健康被害への対策がなされています。この事業者は、1,500kW風車10基のうち住宅に近い5基について、3基の夜間(午後8時～翌朝6時)運転を止め、2基の風車回転数を定格出力発生時の6割に落とすことを、奈良本区の住民に対して約束しました。その結果、住民の健康被害が3割に軽減されておりますので、これらの症状の原因が風力発電機からの超低周波音と低周波音であることが明らかです。したがって、石狩市においても、事業者みずからただちに健康被害を防ぐ真摯な対策を講じるべきです。

理由4 理由1で述べた健康障害を被っている人々は、風車が稼働を始めた2005年から症状を自覚しておりましたが、原因が近隣に建設された風力発電機にあることを最近まで認識できませんでした。そのため、11年間の長期間にわたり、自律神経失調症の治療のために複数の医療機関等へ通院を続けており、支払った医療費も相当な額になっています。憲法では基本的人権として「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」としています。また、電気事業法の事業用電気工作物の維持に関する第39条に、「事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。」と定めています。したがって、夜間の運転を止めることによって安眠を保障し、少しでも健康を取りもどす必要があります。さらに、日中の運転についても、被害者住宅において、風車から発生する超低周波音と低周波音が健康障害を引き起こさない低速にまでローター回転をコントロールするよう求めます。

この申し入れ書についてのご回答を、12月27日までに北海道自然保護協会へお送り下さい。